

# ジョン・バーリーの緑の政治理論

—生態学的合理性と生態学的ガバナンス—

栗

栖

聰

(徳島大学総合科学部)

- 一 はじめに
- 二 生態学的合理性
  - (一) 機能的基準
  - (二) 倫理的基準
  - (三) 政治的基準
- 三 生態学的ガバナンス
  - (一) 市場
  - (二) 国家
  - (三) 市民社会
- 四 おわりに

## 一 はじめに

アンドリュー・ドブソン (Andrew Dobson) は、『緑の政治思想<sup>(1)</sup>』において、緑の思想をエコロジズムという独立した政治イデオロギーとして構成し提示するという先駆的な試みを行った。ドブソンが採用したイデオロギー研究という方法の意味について、さらに、彼が構成したエコロジズムの内容について、我々は既に検討を加え、評価すべき点と批判すべき点を指摘している。<sup>(2)</sup> ドブソンの研究に対するこうした批判を踏まえ、今後の緑の政治理論の方向性を展望するために、我々は本稿において、ジョン・バリー (John Barry) が提示した緑の政治理論を検討する。

バリーは『緑の政治再考<sup>(3)</sup>』において、ドブソンに代表されるような緑の政治の概念化を主たる批判の対象として、文字通り緑の政治を再考し、従来のものに代わる新たな緑の政治の可能性を理論的に提示しようとしている。<sup>(4)</sup> こうしたバリーの試みは、ドブソンとは異なった視座に立つものであるとはいっても、研究対象として、緑の経済学、緑の倫理学、緑の政治学などを含むという意味で、緑の政治理論の包括性という特徴を継承しており、それゆえ議論は多岐にわたり複雑なものになっている。とはいっても、それらの議論が最終的に帰着するのは、「生態学的合理性 (ecological rationality)」及び「生態学的ガバナンス (ecological governance)<sup>(5)</sup>」という二つの概念であるように思われる。

それゆえ、我々は本稿において、まず人間社会と自然との相互作用を適切に管理するための基準として彼が提示している生態学的合理性の概念を、機能的基準、倫理的基準、政治的基準という三つの観点から検討し（第一章）、次いで、近代社会を構成する市場、国家、市民社会の関係を再構成することによって、生態学的合理性に則した生態学的ガバナンスを構想するバリーの試みについて検討する（第二章）。そして最後に、バリーのこうした試みの意味を、ドブソンの「移行戦略」との関連で考察することにしたい（第四章）。バリーが提示する緑

の政治理論に関するこうした検討作業は、ドブソンのそれとは異なった緑の政治理論の新しい方向性と射程の広がりをもたらすであろう。

## 二 生態学的合理性

バリーがその緑の政治理論において最終的に目指しているのは、人間社会と自然との関係を適切なものにしいうような生態学的ガバナンスを構想することであるが、そのためには、人間社会と自然の関係が適切であるとはいかかる状態を指すのかが明確にされなければならない。より具体的に言えば、それは、誰（あるいは何）にとつて、どのような基準で、またどのような意味で適切と言われるのかという問題であり、さらには、そうした基準は客観的に存在していて「発見される」のを待っているのか、それとも、主観的に「選好される」のかあるいは相互主観的に「創造される」のかといった問題である。

これらの問題にいかに答えるかによって、それに基づいて構想される社会制度編成の姿も大きく変わるであろう。国家があるいは市場が単独で人間と自然の適切な関係をもたらすような社会制度編成が提示される可能性もあり、その場合は、生態学的ガバナンス自体が不要であるということになろう。また生態学的ガバナンスの必要性が認められる場合であっても、国家や市場や市民社会の関係のあり方は、様々に構想されうるであろう。このように、人間社会と自然の関係の適切性に関する先の問い合わせいかに答えるかは、社会制度編成を考える上で重要な意味を持つている。バリーは、この問い合わせに対して、生態学的合理性という基準を提示することをもつて、答えている。それは、両者の関係の適切性に関する彼独自の見解を内包したものであり、第三章で検討される生態学的ガバナンスは、かかる基準に則して構想されることになろう。我々は以下、この生態学的合理性を構成する機能的基準、倫理的基準、政治的基準について順次検討を加えることとする。<sup>(6)</sup>

## (二) 機能的基準

バリードが提示する生態学的合理性の最初の基準は、機能的基準である。これはドライゼックの提示した合理性の形態であるが、この合理性はもっぱら人間の生存を維持するという基準を設定するものである。ドライゼックは、人間社会と生態系としての自然との関係において、人間の側が必要なものあるいは価値あるものとみなす生態系の三つの機能を挙げている<sup>(7)</sup>。ただし、それらの機能は、人間の側の無限の要求に応えるわけではなく、ある限界を超えるれば、様々な問題が生じることになろう。

第一は、資源的価値の提供である。人間は生存のために必要な物資を自然から資源として得る必要がある。ただし、資源の無制約な採取は、資源の枯渇という結果を招く。それゆえ、何らかの形態の資源管理を行う必要がある。

第二は、廃棄物同化の価値である。生態系は、人間が排出する廃棄物を分解、吸収するという吸収源としての機能を果たしている。しかし、人間が排出する廃棄物の量的増大や質的变化が、この生態系の浄化機能の限界を超えるれば、生態系の内部にそれらは蓄積されることになる。それゆえ、廃棄物の量的、質的管理が必要となる。

第三は、保護的価値の提供である。生命体としての人間が生存する上で不可欠の要素、すなわち、大気、水循環による環境の安定化、気温の平均化、非生物的環境の調整などを提供する機能である。換言すれば、生態系は人間にとつてその生命を維持するための「環境」としての役割を担っている。しかし、第一の資源的価値の濫用や第二の廃棄物同化の価値の濫用は、この保護的価値を毀損し、人間の生命維持に悪影響を及ぼす結果をもたらすであろう。

人間の生存という観点から生態系としての自然との関係を見る場合、このように三つのタイプの関係性が抽出される。これらの関係性に障害が生じた時に、資源問題や廃棄物問題や環境問題といったエコロジー問題が発生することになる。したがって、これらの問題が生じない範囲内に、換言すれば、人間の生命維持システムとして

の生態系の収容力の範囲内に、社会と自然の物質・エネルギー代謝の量と質を抑制する必要がある。そのような抑制がなされている場合に、バリーは、それを「永続可能な」関係と呼び、そうでない場合には「永続不能な」関係と呼ぶ。

以上のような生態学的合理性の機能的基準に合致せず、生態系の収容力の範囲を超えた社会と自然の物質・エネルギー代謝をもたらすのは、主として人間の経済活動である。したがって、経済活動を生態学的合理性の範囲内に抑制する事が、生態学的ガバナンスの目的となる。ただし、どの程度まで経済活動を抑制すれば、生態学的合理性あるいは生態系の収容力の範囲内にとどまることになるのかについては、解釈が分かれるであろう。

経済活動に関して、我々は、広義の経済と狭義の経済を区別しておく必要がある。人間の経済活動（労働）が、生態系としての自然に働きかけ、資源を採取し、ニーズを充たし、廃棄物を排出することは、普遍的な現象であり、歴史貫通的に妥当する経済の意味であり、これを広義の経済と呼ぶことにする。自然を資源及び廃棄物の吸収源として利用すること自体が、人間中心主義であるとして批判するのでない限り、この広義の経済活動を否定することはできないであろう。

他方で、歴史的に見れば、狩猟採集段階、農業段階、近代の産業（工業）社会段階においては、それぞれ経済（あるいは労働や生産）の意味は異なるであろうし、また、経済と自然の関係も経済と社会全体との関係も異なっているであろう。<sup>(8)</sup> 生態系の収容力の水準を低く見積もれば、狩猟採集のみが生態学的合理性を充たすものであるという判断が導かれ、収容力の水準をより高く設定すれば農業段階の経済までは生態学的合理性に適っているという解釈が導出される。実際、エコロジズムにおいては、近代の産業社会を批判し、農業段階の経済への回帰、さらには狩猟採集段階への回帰を主張する立場がある。バリーの基本的立場は、こうした主張を拒否し、現在の産業社会段階<sup>(9)</sup>においても妥当な生態学的ガバナンスを見出すことは可能であり、またそうすべきであるというものである。かかる主張の背後には、「人間にとつての『生態学的ニッヂ』は自然に与えられるものではなく創造

されるものであること、さらに、『人間化された』あるいは改変された環境が我々の『自然な』生息域であること」(括弧内原著<sup>10</sup>)といふ彼の認識がある。人間は、自然が提供する生態系の収容力を、自然を改変することによつて人為的に高めてきたのであり、それゆえ、経済活動と生態系の収容力の均衡は、狩猟採集段階、農業段階、産業段階それそれぞれにおいて異なる水準において達成可能だとするのである。

しかし、産業段階において、生態学的合理性に従うことが可能であるとしても、現在の経済活動が生態学的合理性に合致しているとバリ―が考へているわけではない。近代社会においては、人間社会と自然の関係をほぼ独占しているのは、市場経済と自然の関係であり、したがつてまたエコロジー問題の主たる原因もそこにあるといつてよい。経済システムにとって、自然の資源的価値は最も重要なものであるが、とりわけ現代の大量生産、大量消費型の経済システムは、資源の大量採取を伴つており、資源枯渇の原因をなしてゐる(資源問題)。第二に、現代の経済システムは、量的には大量廃棄、質的には人工的汚染物質の排出を伴つており、それらは生態系の淨化機能の限界を超えて、生態系の内部に蓄積されている(廃棄物問題<sup>11</sup>)。これらの結果として、第三の生態系の機能である、生命体としての人間にとつての良好な「環境」を維持する機能が損なわれてきていて(環境問題<sup>12</sup>)。

このように、経済的合理性は、バリ―のいう生態学的合理性の機能的基準と全ての点で齟齬をきたしておきり、経済的合理性は今や生態学的非合理性となつてゐる。しかも、『成長の限界』報告<sup>13</sup>が、シミュレーションに基づく予測であつたのに対し、今や地球温暖化問題を始めとする地球環境問題が現実の問題として生じつたり、人類の生存自体が問題化するというレベルに達してゐる。しかし、経済的合理性は依然として経済規模をさらに拡大させる経済成長を目的としており、これ以外の目的を見出しえていない状況であり、そうであるとすれば、経済的合理性と生態学的合理性の齟齬は今後より拡大する可能性がある。<sup>14</sup>

したがつて、この二つの合理性の間の齟齬をなくすことが、生態学的ガバナンスの目的となるであろう。ただし、バリ―は、先述のように近代社会の経済活動を貫く経済的合理性の全面否定によつて初めて生態学的合理性

が可能となるとは考えていない。経済的合理性を許容した上で、それを生態学的合理性に合致させる形で人間と自然の関係を永続可能なものにすることを彼は目指しているのであり、そのために現代社会における生態学的ガバナンスの妥当な形態を模索しているのである。

## (二) 倫理的基準

バリーが最初に提示した生態学的合理性の機能的基準は、人間の生存維持という徹底して人間の利害のみに立脚するものであった。彼はこうした利害の追及を前提として認めるとはいえ、それが人間と自然の関係を独占することを許容するわけではない。人間の生存維持という利害を前提とする時、自然はもっぱら人間にとつての資源の貯蔵庫として、廃棄物の吸収源として、環境的財・サービスの提供者として、すなわち人間にとつての道具的価値の観点からのみ把握されている。しかし、このような観点からのみ自然を取り扱うことは果たして妥当なのかという問い合わせ生じる。この問い合わせるために、バリーは先の機能的基準に加えて、新たに倫理的規準を設定している。人間は自然に対し、どのような配慮をし、それをどのように取り扱うべきなのか、このような規範的な問い合わせの次元が存在しているのであり、人間と自然の関係の道徳化が必要であるというのが、バリーの基本認識である。この問題は、基本的に緑の倫理学にかかわるものであるが、バリーはこうした規範的次元も生態学的合理性に含まれるべきであり、したがって、この基準によつて、生態学的ガバナンスの妥当な形態が判断されるべきであると考えている。

こうした規範的基準を設定する際に、バリーが立脚する立場は、緑の倫理学における「人間中心主義 (anthropocentrism)」と「生態系中心主義 (ecocentrism)」との論争に関連づけることによつて、明瞭となるであろう。既に見たように、生態学的合理性の機能的基準は、人間の利害のみに基づくものであり、自然に対して道具体的価値しか与えていない。それゆえ、例えばディープ・エコロジーは、こうした態度こそが自然破壊の原因をなすも

のと捉え、それを人間中心主義として批判することになる。その上で、それに取つて代わるべきものとして、生態系中心主義を提示する。生態系中心主義は、理想的な自然像として、人為的介入の存在しない「原生自然(wilderness)」を掲げ、人間の存在を許容するにしても、狩猟採集段階を最も望ましい段階とする。それゆえ、人間が自然を利用しないこと、あるいは利用するにしても最低限のものにとどめる事が、生態学的徳とされる。この徳は、人間の孤立した小さな自己を自然と一体化させ、自然へと拡大された自己、すなわち生態学的な自己に転換することによって、達成される。それは、人間にとつての眞の自己実現であり、自然と自己が同化していく以上、自然を破壊することは自己を破壊することに他ならないがゆえに、自然を保存せよという道徳的ルールを設定する必要性すらないとされるのである。

バリーは、生態学的徳(ecological virtue)というディープ・エコロジーが用いる概念を継承するが、しかし、それをアリストテレスの倫理学に則したものへと転じている。ディープ・エコロジーにおいては、自然と一体化し最小限の自然の利用しか行わない状態が生態学的徳であり、その対極にあって自然の道具的利用に専念する人間中心主義は、生態学的悪徳である。それゆえ、生態学的悪徳を生態学的徳に変える事が目指されることになる。これに対してバリーは、このようない形で、徳と悪徳を把握することを拒否している。人間中心主義は、人間と自然の関係に関して、人間の利害への関心が過剰であり、他方で自然の価値への関心が過少である点で、一つの極端な立場に立つており、ゆえに生態学的悪徳であるとされる。これに対して、生態系中心主義は、人間と自然の関係に関して、自然の価値への関心が過剰であり、人間の利害への関心が過少である点で、人間中心主義とは対極にあるもう一つの極端な立場であり、それゆえ、やはり悪徳と見なされるのである。要するに、人間と自然という二元論を前提として、いざれが中心かと問うことによつて、二つの極端な解を導き出す点において、両者は悪徳とされるのである。人間中心主義は、人間は自然とは異なつてゐるという事実から、人間による自然支配を、自然が課す必然からの自由の獲得として評価し、生態系中心主義は、人間は自然の一部であるという事実

から、人間は自然の一部として回収されるべきであるという結論を導き出す。一方は自然の価値を最小化することによって、他方は人間の利害を最小化することによって、という違いはあるものの、人間と自然の二元論を一元論へと解消しようと試みている点で共通している。

### ジョン・バリーの緑の政治理論

これに対し、バリーは、人間は自然の一部であると同時に、自然とは異なっているという事實を、人間の条件として引き受けることから出発する。<sup>(15)</sup>こうした人間の条件自体が矛盾を孕んだものであり、そこから人間にとつてのジレンマも生じる。こうしたジレンマに直面して、いざれかの事實のみに立脚して、人間の条件から矛盾を消去ないし否認することによって確定的な解を提示したいという欲望が生じる。しかし、この欲望に抗して、こうした人間の条件が孕む矛盾及びそこから派生するジレンマを引き受け、それに対処することを覚悟した時、初めてバリーが生態学的徳とみなすものが存在意義を持つことになるであろう。そして、このような意味での徳を論じる上で最も適した倫理学として、バリーはアリストテレスの倫理学（「徳の倫理学（virtue ethics）」）を採用するのであり、それゆえ、一方の極端を「傲慢な人間中心主義」として、他方の極端を「臆病な生態系中心主義」として位置づけ、それぞれを生態学的悪徳とした上で、これらの悪徳の間に、「慎重な人間中心主義」という中庸の徳を位置づけ、それを自らの立場とするのである。<sup>(16)</sup>

バリーは、この慎重な人間中心主義が用いる倫理を、「利用の倫理（ethics of use）」として提示している。<sup>(17)</sup>まず、人間が自然を利用するることは、それ自体が悪徳ではないし、必要悪でもないとされ、基本的に肯定される。これは、道徳的に肯定されているのではなく、道徳以前の人間の条件として、肯定されている。道徳が問題となるのは、具体的な自然の利用形態に関してである。人間の自己利益に適うという理由は、必要条件ではあっても十分条件ではないがゆえに、どのような利用形態であれ許容されるというわけではない。したがって、利用の倫理は、自然の「正当化可能な（共生的）利用」と「正当化不可能な（寄生的）利用」とを区別する。生態学的徳とは、自然の利用に際して、正当化可能か否かの判断を適格に行い、正当化可能な利用を行うという能力を指す事

になろう。このような徳を、日々の実践を通じて涵養し、自己の性格（エートス）としうるならば、その時人はあるいはある社会は、自然を何らかの形で利用しつつも、なおも適切な関係を維持しうるという意味で、生態学的な意味での自然の管理責務を果たすことになる。そしてバリーは、利用の倫理に適つたこのような徳の実践を「生態学的スクワードシップ」と呼ぶのである。

### (三) 政治的基準

生態学的合理性は、上述の機能的基準と倫理的規準だけでは完結せず、さらに政治的基準が必要であるとバリーは考へている。

例えば、機能的基準においては、人間の生存維持という意味での人間の福祉を所与としているため、それを目的とする道具的理性の機能する度合いが高いと言える。換言すれば、専門的、技術的知が処理しうる問題が多いということである。とは言え、資源や環境の現状に関する認識や問題解決の手段をめぐつて、見解の相違が常に見出されるであろう。ゆえに、この基準でさえ、客観的、普遍的に決定されることはないであろう。加えて、倫理的規準においては、人間の利害の重要性に関する判断、自然の価値の重要性に関する判断、両者の比較検討に基づく自然の適切な利用形態に関する判断など、様々な価値判断が必要とされることから、客觀性や普遍性を求めるることはさらに困難である。また、倫理的基準に関しては、先の議論では自然の問題のみを扱つたが、人間の生存維持を目的とする自然との関係において、本来配慮すべき他者を考慮に入れるべきであるとなれば、それをめぐつての倫理的判断が必要となる。すなわち、将来世代、外国人、同胞市民に不當にコスト（環境リスク）を押し付けていいいか、もしそうだとすれば、どの程度までそれらの人々に配慮すべきなのかといった、エコロジー問題をめぐる社会的正義の問題が生じるのである。

バリーは、これらの問題を解決するための基準が事前に存在しているとは考へていらない。例えば、ディープ・

エコロジーの内、行為規範を強調する合理主義的立場<sup>(18)</sup>は、自然の中に客観的な「内在的価値 (intrinsic value)」を「発見」することによつて、人間の自然に対する行為に道徳的ルールを課すことを試みているが、バリーはこのような自然の価値が客観的に存在するという見解を否定し、そうした価値を見出すのはあくまでも人間の側であるとみなしている。

他方で、ディープ・エコロジーの存在論的立場の場合は、それが極めて個人主義的であること、すなわち、ある個人のアイデンティティが無媒介に自然全体へと拡張されることが、問題とされる。この立場においては、人間と自然の関係にかかる問は、「私はいかに自然とかかわるべきか。」というものであるが、バリーは、同時にその問は、上述の様々な価値判断を総合しつつ、「一つの社会全体として、我々はいかに自然とかかわるべきか。」という問いでもなければならないと考えている。

このように社会と自然の関係を規定する客観的、普遍的目的が存在せず、また両者の関係に個人道徳のレベルでのみ対応することは不十分である以上、社会と自然の適切な関係のあり方を自ら決定することは、人間社会が有する自由であり同時に担うべき責務となる。社会が自然とかかわる際の目的及びその達成手段に関する社会的・バリーの緑の政治理論  
ジョン・ジョン・バリードの緑の政治理論  
意思決定は、できる限り多くの観点からの見解と熟慮的な討議過程を経た、社会的、民主的合意を必要とする。人間と自然の妥当な関係についての解は、合意の段階ではじめて明確化されるのであって、事前には存在しておらず、ゆえにそれを事前に知る者もいないのである。倫理的基準と政治的基準とは、このように重なり合いつつ、公共的にかつコミュニケーション的合理性<sup>(19)</sup>に従つて、人間の福祉の内容自体を見直し、人間と自然の関係についての妥当な判断を下すことを要求するのである。こうした政治的基準は、妥当性を有する生態学的ガバナンスを考察する上で、とりわけ重要な機能を有するであろう。

社会と自然の適切な関係に関する決定は、以上三つの基準からなる生態学的合理性を参照することによつて、

なされなければならない。それは、第一の基準に照らして永続可能でなければならず、第二の基準に照らして共生的でなければならず、第三の基準に照らして民主的（公共的）でなければならず、しかも同時にこれら全ての基準を充たしていなければならないのである。換言すれば、経済的合理性及び技術的合理性によつて独占されている今日の人間と自然の関係を、生態学化し、道徳化し、さらに政治化することが求められていると言えよう。

### 三 生態学的ガバナンス

バリーは、上述の生態学的合理性を基準として、人間と自然の適切な関係を実現しうるような「生態学的ガバナンス」の社会制度編成の指向性を示すことを試みる。<sup>(28)</sup>

ただし、こうした社会制度編成の問題を論じる前に、我々は近代社会の制度的特徴をまず確認しておく必要があるだろう。近代社会は、機能分化しており、それに応じて、自由民主主義の下においては、国家（公共的領域）と市民社会（私的領域）が分離されている。自由民主主義の支配的理説においては、市民社会は経済領域（市場）として理解されており、経済政策、産業政策などの政府による経済的規制と同様に福祉政策、環境政策などの社会的規制をめぐつて、国家か市場かという二元論的議論が行われている。これに対して、バリーは、市民社会を市場と同一視せず、それを国家や市場から独立した第三の領域として把握している。その上で、この三者の中のどの制度が、社会と自然の間の関係を生態学的合理性に従つて管理すべきかと問うのではなく、むしろ、社会全体が生態学的合理性に従つたガバナンスを行うことが可能となるように、この三者の関係を再構成することを目指している。

## (一) 市場

既に見たように、近代社会において、人間社会と自然の関係に関して支配的なものは、市場経済と自然の関係であるが、経済的合理性と生態学的合理性の間に齟齬が生じており、この点の解決なくして適切な人間と自然の関係も望めないであろう。バリーはこの経済的合理性が人間と自然の関係を独占している原因を、二つの観点から論じている。第一は、経済の生態系からの離脱であり、第二は、経済の社会からの離脱である。<sup>(21)</sup>

したがつて、第一の原因に関しては、市場経済を生態系へ「再度埋め込む (re-embed)」ことが必要となる。この点に関してバリーは、経済概念の見直しを試みている。近代における経済の概念が、市場で交換価値を有する商品のみを対象としていることが、自然と経済の関係を見えなくさせてくる。相互扶助、家事などのインフォーマル経済、自然が行う生産などを経済の概念に含める」とによつて、市場を中心とする経済から市場を経由しない経済、さらに自然の経済 (economy of nature)<sup>(22)</sup> に至るまでの、あらゆる生産、消費活動を包摂するような経済の概念を確立することを、彼は目指すのである。それによつて、相互に分離されている経済的合理性と生態学的合理性が、ある共通性を有する合理性の形態であることが理解されるようになるであろう。<sup>(23)</sup>

さらに第二の原因に関しては、経済の社会への再埋め込みが必要となる。経済システムの拡大傾向は、エコロジー問題の最大の構造的要因となつてゐるが、同時に社会システムを規定する最大のサブ・システムとなつたことで、経済システムはその他のサブ・システムに大きな影響を与えるながら、逆にそれらからのチェックを受けにくくなつてゐるという問題も生じてゐる。ゆえに、経済的合理性は、社会の内部において、生態学的合理性によるチェックを受けなければならないのである。

まず、バリーが検討しているのは、既存の経済学の中の環境問題を対象とする応用部門が、経済の生態系への再埋め込みを行ひうるかどうかである。もし、それが可能であるとすれば、経済の社会への再埋め込みの必要はなくなるであろう。そこでは、新古典派環境経済学と自由市場環境主義という二つの立場が問題とされるが、バ

リーは、それらを完全に拒絶することはないものの、しかしそれらが限界を有することを強調している。その主たる理由は、公共財にかかる問題を、所与としての個人的な経済的選好に委ねると自体が問題であると彼が考へているからである。つまり、「公共財 (public goods)」の問題は、「公共善 (Public Good)」の問題でもあり、そこに含まれる公共性は、公共的な判断を要請するのである。この点について、バリーは以下のように述べている。「単に『支払い意思』」(新古典派環境経済学)や、環境資源に関する私的な経済計算(自由市場環境主義)を表明するのではなく、一つの集団としての我々はどのように環境に関して価値判断を行い、それを利用すべきかについての判断を行うよう個人に要請するような、制度的基盤が求められている。<sup>(24)</sup> (括弧内原著)

かくして、経済的合理性が生み出すエコロジー問題を、経済的合理性のみによつて解決することはできず、経済を社会に再度埋め込むことによって、経済的合理性が生態学的合理性を前提にし、その範囲内で作動するようにならざることが、解決をもたらすとされる。ゆえに、それを可能にするような生態学的ガバナンスが特定の社会制度形態として、提示される」とになるのである。「環境管理において必要とされるのは、政治的、熟慮的過程であり、その過程によつて、環境に関する集合的な価値評価が明確化され、経済と生態系との物質代謝を決定する基盤として用いられる。<sup>(25)</sup> このように、バリーが考える緑の経済学は、環境にかかる個人の経済的選好を生態学的合理性に同時に従うような選好に変えていくための制度的基盤を主たる検討対象としており、しかもこの制度的基盤が、「政治的なもの」でもあることから、バリーは緑の経済学の研究対象を「緑の政治経済 (green political economy)」として規定するのである。

## (II) 国家

かくして、生態学的ガバナンスと国家の関係が問題となる。従来のエコロジズムの言説においては、国家の役割に対する極端に異なる立場が存在している。<sup>(26)</sup> 一方の国家主義的立場は、市場原理に不信感を抱き国家により権

力を集中させ、その国家が強力に資源・環境政策を実施することによって、エコロジー問題が解決されるはずであると主張する。これは先の国家か市場かという二元論的な議論の内、国家中心の立場に相当する。他方で、國家と市場を同時に否定する共同体的アナーキズムの立場は、むしろ国家を廃棄して共同体を政治的、経済的な基本的制度とすることによって、人間社会は人間相互の関係においても自然との関係においても、協調的な関係を築くことができ、エコロジー問題も解決されるはずであると主張する。

バリーは、国家に対する全肯定の立場も全否定の立場も、二つの極端な立場として否定する。両者は国家か共同体かという点で対立しているが、社会と自然の関係を担当すべきただ一つの制度が存在しうると前提し、それが何かという問い合わせの立て方をしている点で共通している。<sup>(27)</sup> バリーが根本的に批判しているのはこの点であり、社会と自然の関係を独占的に担う制度は存在しえず、相互に連関する諸制度からなる「ガバナンス」としての管理形態が目指されるべきであると主張する。したがって、バリーが経済過程の政治化を目指しているにせよ、政治化とは必ずしも国家化ではないということがわかる。彼は、エコ・アナーキズムに対して内在的批判を行い、国家を廃棄して共同体からなる社会を形成することは批判しつつも、「規制的原理」としてはそれを評価し、国家の分権化の必要性を強調している。規制等を通じてなされる経済に対する国家の介入は必要とされるが<sup>(28)</sup>、国家は万能ではなく、エコロジー問題の複雑性を完全に管理することはできないとされ、ゆえに、国家の政策決定における参加民主主義の促進と、市民社会への権限付与が重要なとなるのである。

### (三) 市民社会

市場経済と国家に関する以上の検討から、市民社会の重要性が浮上してくる。<sup>(29)</sup> バリーは、オニールの区分にしたがって、まず自由民主主義が提示する市場としての市民社会という理解と、国家と市場経済双方から独立した領域としての市民社会というポスト自由主義的な理解を区別した上で、緑派の見解に近いのは、後者の理解であ

ると述べる。後者の意味での市民社会においては、自發的な市民の結社（association）が自律的に活動しており、市民的な公共圏を形成している。国家は、このような市民社会の領域に、できる限り資源管理や環境管理の権限を委譲すべきであるといふのが、バリーの主張である。同時に、市場原理に基づかない経済活動や、LETS（Local Exchange Trading System）のような資本主義に結び付かない地域的市場の役割を重視している。すなわち、彼は「市場と国家を市民社会に服するものにする」という緑派の目的に沿って、生態学的ガバナンスを捉えていると言える。<sup>(31)</sup> イリイチやゴルツの議論に従いつつ、個人や集団の自律と自足が重要であるとされ、個人や集団の福祉やニーズを、国家や市場が定義し管理するのではなく、それらの内容 자체を個人や集団が自ら決定することが、求められている。<sup>(32)</sup> 市民社会内における、個人によるあるいは集団内や社会内の相互行為による福祉やニーズに関する決定は、国家や市場経済が提示するそれとは異なった、より生態学的合理性に適った決定に帰結するとみなされているのである。

経済の生態系及び社会への再埋め込みを可能にするものとして、バリーは三つの基準からなる生態学的合理性を提示した。そして、経済的合理性を生態学的合理性の範囲内にとどめるために、バリーは、生態学的合理性の三つの機能を果たすことを、国家及び市民社会に期待しており、さらにエコロジー問題の複雑性を前提とする時、それにはかかる意思決定の民主化の必要性を強調している。彼は、権威主義的国家を否定するが、他方で透明な社会を実現しようとするエコ・アーネキズムに関してはそれを自由主義の立場から否定し、私的領域の重要な指摘している。その意味で彼の立場は、自由主義を継承し、現在の代議制民主主義を肯定するものである。しかしながら、バリーは、現行の代議制民主主義の限界を認識しており、それを乗り越えるために、国家及び市民社会のさらなる民主化と、国家的公共性のみならず市民的公共性の役割の増大を求めている。彼の提示する生態学的ガバナンスは、国家か市場かといふ二元論ではなく、より大きな役割を担うこと期待されている市民社会が、国家と連携しながら、市場を生態学的合理性に服するものに変えるような、民主的な社会制度の編成を目指し

ているのである。

#### 四 おわりに

「はじめに」において見たように、ドブソンは、現在の産業社会を否定し、未来の社会として永続可能な社会の見取り図を提示するとともに、前者から後者への移行戦略を処方するものとして、エコロジズムという政治的イデオロギーを構成していた。これに対して、バリーは、エコロジズムというイデオロギーを構成することではなく、緑の政治理論を確立することを目指していた。本稿で検討した、彼の理論の主要な二つの要素である「生態学的合理性」と「生態学的ガバナンス」という鍵概念は、そうした試みの中心に位置する概念である。

バリーはこれらの概念を、未来のあるべき社会をもたらすための手段として提示しているのではない。彼は、ドブソンのように未来の理想の社会という到達すべき目的を提示し、それを実現するための手段として移行戦略を考えるというイデオロギーに特有の発想を拒否しているからである。人間社会と自然の関係の妥当性は、未来の理想の社会に基づいて提示されるのではなくて、現在の社会それ自体が、その妥当性の内容を決定する過程によつて、示されると想定されている。したがつて、ドブソンにおけるように、目的（永続可能な社会）と手段（移行戦略）の分離は存在せず、生態学的ガバナンスの過程そのものが、人間と自然にかかわる目的と手段の双方を提示するのである。<sup>(34)</sup>

とはいって、バリーが提示する生態学的合理性は一義的な解を導き出すものではない。それは様々な場面において具体的な状況下で不確実性を考慮に入れつつその都度行われる、熟慮、討議の過程から生じる暫定的な公共的判断として提示されるものである。それゆえ、民主主義は、手段として評価されるのではなく、生態学的合理性に則した生態学的ガバナンスの過程を支える最も重要な要素として、それ自体において評価されている。ヘイワー

ドの図式になぞらえていえば、エコロジー問題を解決する上でもバリーの提示する緑の民主主義は、両立しないものでも、無関係なものでもなく、内在的に結び付いたものであると言えよう。したがって、バリーの生態学的ガバナンスを適切に理解するためには、それと民主主義との関係について、さらに検討を行う必要があるである。

(註)

- (1) Andrew Dobson, *Green Political Thought*, 2nd ed. (Routledge, 1995) 松野弘監訳、栗栖聰、池田寛一、丸山正次訳『緑の政治思想——エコロジズムと社会変革の理論』(ミネルヴァ書房、1999年)。
  - (2) 栗栖聰「アンドリュー・ドブソンの緑の政治理論——政治的イデオロギー」とのエコロジズム「アンドリュー・ドブソンのエコロジズム論——産業社会から永続可能な社会へ」(『徳島大学社会科学研究』第一七号、1999年)及び同「アンドリュー・ドブソンのエコロジズム論——産業社会から永続可能な社会へ」(『徳島大学社会科学研究』第一七号、1999年)を参照せよ。
  - (3) John Barry, *Rethinking Green Politics: Nature, Virtue and Progress* (Sage, 1999) (以下「RGP」と略記) 栗栖聰・丸山正次訳『緑の政治再考』(ミネルヴァ書房、近刊)。
  - (4) 『緑の政治理論』におけるバリーの方法論の特徴について、以下で最低限の言及を行つておきたい。彼は緑の政治理論の方法論的問題について、基本的にドブソンとは異なった見解を持つており、それとの対比の中で自らの視座を明確にしようとしているが、それは以下の同書執筆の目的に関する記述に明らかである。「本書の目的は、緑の政治イデオロギーではなく緑の政治理論に注目する」とによると、緑の政治を再考することである。つまり、強いイデオロギー的傾向を有する緑の政治に関する支配的な見解とは時に明確に対立するような、緑の政治に関する代替的な解釈を作り出すことを目指すのである。(RGP, p. 1.)
- このような問題意識の下に、バリーはドブソンが行つたような研究方法を「緑の政治イデオロギー研究」と呼び、彼が提示する研究方法を「緑の政治理論」と呼ぶことによって、両者をまず区別する」とから始める。いずれの立場も、人間社会と自然の関係の現状に対して批判的姿勢を保持する点で共通しているものの、批判のスタイルは異なる。バリーは、緑の政治イデオロギー研究が有する批判のスタイルを「ユートピア的批判」と呼び、それに対置

それるものとして、自らの方法論を「内在的批判」として提示している。「ユートピア的批判ではなく内在的批判が、緑の政治理論を特徴づけるべきである」(RGP, p. 2.) ところが、彼の基本的な主張である。

バリーによれば、ユートピア的批判は、既存の社会であれ学問であれ、検討対象を外在的基準に従つて全面的に批判、否定し、全面的に肯定される解決策を「真理」として提示するという構えを探る。それに対し、内在的批判は、検討対象を批判するにしても、他方で、解決策となる可能性を検討対象自体の中に認め、それを継承しつつ再構成を行うことをを目指す。具体的に言えば、内在的批判は以下の対象に適用される(Cf. RGP, p. 5.)。

第一に、内在的批判は、人間社会と自然の関係の現状に対し、適用される。ユートピア的批判は、こうした関係の現状を全否定して、それと全く異なる関係を提示し、その実現を目指す。例えば、ドブソンが構成したエコロジズムにおいては、人間中心主義的な現在の人間と自然の関係を、生態系中心主義的な関係に全面的に転換することを目指すディープ・エコロジーの主張と、有限のシステムにおいては無限の成長は不可能であるとする成長の限界テーマとが、人間の条件にかかる「真理」として提示されている。これに対して、内在的批判は、現在の人間と自然の関係にジレンマ（矛盾）を認識するが、このジレンマ自体を解消する真の解答を有すると主張するユートピア的批判とは異なり、このジレンマそのものが「人間の条件」であるとみなし、ジレンマの解消ではなくそれに対処する方法を見出そうとする。そしてその対処法を、未来の理想社会ではなく、現実の社会の内部から引き出せよとするのである。バリーは、ハイワードにならって、これを「具体的なユートピア」と呼んでいる(Cf. Tim Hayward, *Ecological Thought: Introduction* (Polity Press, 1994), pp. 209-212.)。

第二に、内在的批判は、エコロジズムに代表されるような緑派の立場が有する諸原則や諸価値に対しても適用される。エコロジズムは、「」の新規性、特異性、真理性を強調する」とによって、他のイデオロギーを批判し、自らの立場を際立たせようと試みていた。また、それは、エコロジー問題に関する多様な言説を、「エコロジズム」と「環境主義」とに峻別し、後者の改良主義的言説を排除することを目指していた。これに対して、バリーの考える緑の政治理論は、急進主義であれ改良主義であれ、それらの主張に対して内在的批判を行い、否定されるべき要素と引き継がれるべき要素を区別し、後者を再構成することを目指す。同時に、自由、国家、民主主義、社会的正義といったような既存の政治理論にとつて重要な論題を組み込むことによって、緑の政治理論を緑の立場に特化したものではない、より一般的な政治理論へと拡大することを試みるのである。

第三に、内在的批判は、従来の政治理論にも適用される。従来の政治理論は、人間と自然の関係を主たる理論的課題として取り扱つてこなかつたが、現代のエコロジー問題の解決にそれが何らかの形で貢献すべきであるとすれば、政治理論は「緑化」される必要があるだろう。ゆえに、バリーは「緑の」視座から従来の政治理論を再検討し、変革すべき点や継承すべき点を明確化することを試みる。これは、従来の政治理論に「緑の視座」を新しい論点として追加し、下位分野を構成すればすむといった問題ではなく、この新たな視座を取り込めば必然的に政治理論それ自体の再構成が促されることになるであろう。

人間社会と自然の関係の現状、緑派が有する価値や原則、従来の政治理論、これら二つの領域に対して同時に内在的批判を企て再構成することによって、緑の政治理論固有の領域を確定することとなる。バリーが『緑の政治再考』において試みてることである。そして、こうして確定された領域に生態学的ガバナンスのあるべき姿が構想されるとになるであろう。

(5) バリーは、『緑の政治再考』において、通常「共同的な生態学的管理 (collective ecological management)」とこう表現を用いており、例外的に、「生態学的ガバナンス」を使用しているが、共同的管理とガバナンスはほぼ同義であること、また、現在ではガバナンスという表現が日本においても定着してきてるから、本稿では、後者を採用することとした。

(6) Cf. RGP, pp. 107-110.

(7) John Dryzek, *Rational Ecology: Environment and Political Economy* (Basil Blackwell, 1987), p. 34-5.

(8) いのちについては、例えKlaus Eder, *The Social Construction of Nature* (translated by Mark Ritter) (Sage, 1996) 寿福真美訳『自然の社会化』(法政大学出版局、一九九一年) を参照せよ。

(9) 近代以降の経済は多くの要素が複合的に結びついてるため、どの要素を重視するかによって、資本主義経済、市場経済、産業主義経済といったように名称自体が異なる。どの観点で経済を捉えるかによって、エコロジー問題の原因や解決策の提示も異なることになる。一般的にエコ・マルクス主義は、資本主義（利潤動機、私有財産）または市場原理を批判するのに対し、エコロジズムは、資本主義であれ社会主義であれ、産業主義であることに変わりはないとして、近代社会を産業社会として把握し批判する傾向にある。この論点について妥当な見解を導き出す」とは、緑の政治理論にとって大きな課題である。なお、イギリスとオランダの近代史に着目して、エコロジー問題と資本主

義及び産業主義の関係について論じている、David Goldblatt, *Social Theory and the Environment* (Westview Press, 1996) は、ハ)の論点に関して優れた分析を行つてゐる。

(10) RGP, p. 101.

(11) 通常廃棄物とは、生産や消費の後に排出される廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物）を指すが、ハ)では、それ以外に、生産や消費の過程で大気、水、土壤などに排出される物質や廃熱も含めて考へてゐる。

(12) 現在、環境問題やエコロジー問題をめぐつて、様々な解決策が提示され、またそれらの間で論争も生じてゐるが、そもそも解決すべき問題として何を想定しているのかについての合意がないままに論争が行われてゐる場合も多いようと思われる。ハ)で筆者なりに、問題を整理しておきたい。

まず、資源問題は、人間が生存する上で必要とする物資やエネルギー（主として経済的資源）の調達に支障が生じると言う問題である。これは、いわゆる「保全主義(conservationism)」が対応しようとする問題と言える。ハ)で問題となつてゐる自然是、あくまでも「資源としての自然」であり、ゆえに、自然の保全と言うよりは資源の保全が目指されている。人口問題も、人口と食料資源の関係を問題にしてゐる点で、このカテゴリーに入るであらう。(この資源問題は、経済システムについての問題でもある。資源が確保できなければ、生産と消費に障害が生じるという観点から問題とされるのである。また、経済システムは、廃棄物が滞りなく処理されなければ、廃棄物を排出できなくななるという観点で、廃棄物問題を認識するであらう。)

他方で環境問題は、人間の心身を取り巻く環境に関する問題である。生命体としての人間にとつては、汚染問題と自然破壊が問題となる。廃棄物問題は汚染問題の原因となるがゆえに、環境問題として認識される。また、主として資源採取や開発行為がもたらす自然破壊は、人間の生命維持にとって必要とされる環境資源としての自然が破壊されるがゆえに、問題とされるのである。これに対して、例えば「保存主義(preservationism)」は、精神的存在としての人間にとつての自然を問題としている。ゆえに、美的対象、レクリエーション対象、学術的対象としての自然、あるいはアイデンティティの一部としての自然が破壊される」と、それは反対するであらう。さらに保存主義の中から、自然を経済的資源、環境的資源として利用することはもとより、精神的存在としての人間にとつての自然を保存することに対しても、全て人間中心主義であるとして批判する立場、すなわち、ディープ・エコロジーが登場してゐる。(ただし、存在論的立場のディープ・エコロジーは、人間中心主義を批判してゐるもの、精神的存在としての人間にとつ

への道具的価値を自然に見てくるという解釈も可能である。しかし思われる。

以上、人間と自然の関係から生じる全ての問題を総称して、ヒューロジー問題と呼ぶ事がやむを得ない。

(13) Dennis Meadows, Donella Meadows, Jorgen Randers, and William Behrens III, *The Limits to Growth* (Universe Books, 1972) 大来佐武郎監訳『成長の限界』(ダイヤモンド社、一九七一年)。

(14) 一般に緑派の立場においては、自由民主主義も社会民主主義も、一方は経済的自由を強調し他方は雇用の確保や福祉政策を強調するとは云々、いずれも経済成長志向である」といふ変わりはないことみなされてくる。

(15) Cf. RGP, p. 11.

(16) Cf. RGP, p. 33.

(17) Cf. RGP, pp. 57-63.

(18) ティープ・ヒューロジーを、この行為規範を強調する立場と、後述の存在論的立場に分類してくるのは、ドブソンである(Cf. Dobson, *op. cit.*, pp. 48-61.邦訳六七八五頁)。

(19) ヒューロニケーションの合理性は、無論ハーバーマスに由来するものであるが、同時にバリーは、この合理性に基づいて緑の政治理論を考察していく。ドライゼックは、例えば、John Dryzek, *Discursive Democracy: Politics, Polity and Political Science* (Cambridge University Press, 1990) において、この問題を論じてゐる。

(20) 生態学的ガバナンスは、人間と自然の関係にかかわるものであるが、それには、幾つかの側面が含まれてこられるとして、理解しておく必要がある(Cf. RGP, pp. 104-107.)。

まず、人間社会を主体（個人）と構造（制度）とする二つのレベルで捉える必要がある。そうする「」によって、第一に、構造として把握された場合の人間社会と自然の関係が抽出され、この関係を適切なものにするための社会制度編成という課題が提示される。第二に、主体として把握される場合には、人間（私）は、自然をいかに認識し、評価し、行為すべきかという次元の課題が提示される。バリーガーの課題に応えるべく提示している鍵概念は、「生態学的スチュワードシップ」である。第三に、構造と主体の間、あるいは主体と主体の間の相互関係をいかに把握すべきかという人間社会内部の課題がある。社会の構成員としての主体が、特定の構造の下で主体間の相互行為を通じて、生態学的スチュワードシップを身につけていく過程を、バリーは「緑のシティズンシップ」という概念によつて示すとして

る。これら三者は密接に関連しており、その総体として「生態学的ガバナンス」を構成してゐることを理解する必要がある。ただし本稿で扱うのは、このうち第一の生態学的ガバナンスのための社会制度の再編成といふ問題に限定されてゐることを断つておく。

パリーのいうした議論は、個人の道徳的改心といつたように主体レベルのみを重視するディープ・エコロジー的立場を批判すると共に、ある種のエコ・マルクス主義のように社会制度の変革のみを目指す立場を批判し、主体レベルと構造レベルを共に不可欠なものとして把握し、しかも両者の関係を規定すべしことを主張するのである。

(21) ニの論に關してパリーは、Karl Polanyi, *The Great Transformation: The Political and Economic Origins of Our Time* (Beacon Press, 1957) 吉沢英成・野口建彦・長尾史郎・杉村芳美訳『大転換——市場社会の形成と崩壊』(東洋経済新報社、一九七五年) に依拠してゐる。

(22) Cf. RGP, pp. 167-170.

(23) こゝに指摘されるよハジ、経済 (economy) と生態学 (ecology) は、共に家の管理としての家政に由来するが、それがいかがいかなるルールで分岐したのかを問うることは重要な問題である。

(24) RGP, p. 156.

(25) Ibid.

(26) Ibid. pp. 77-81, 110-113.

(27) ニの指摘は、自由市場環境主義にも同様にあてはまるであら。

(28) パリーは、生態学的ガバナンスの一形態として、生態学的近代化 (ecological modernization) を採り上げてゐる (Cf. RGP, pp. 113-118.)。生態学的近代化は、従来の経済活動は、生態学的合理性を無視して経済的合理性のみを追求して来た結果、多くのエコロジー問題を生み出してきたところの事実をまず認める。しかし、経済と環境はトレードオフの関係にあるのではなく、環境問題に対処するには、かえって経済競争力を強化するという意味で、両者は両立するところの立場に立つ。従来近代化とは、主として経済的近代化を指していたが、それに加えて、生態学的な意味での近代化を目指そうとするのである。

パリーは、生態学的近代化が公共政策的な言説である以上、既存の社会諸制度を前提とするものであり、それらの大改革を提示するものではないという限界を認識している。また、生態学的近代化は、経済的合理性と生態学的

合理性とを一致させねばならぬが、それを可能にしてゐるのは、両者が共に道具的合理性として把握ねられてゐるからであり、しかも、経済的合理性が依然として優位に立つてゐた限界もある。加えて、生態学的近代化は、国家（行政）主導であり、「環境にかかるべき権力・コントローラティブ的政治編成」（RGP, p. 115.）と謂われており、政策決定過程が閉鎖的であるところの特徴を有する。した点を踏まえれば、ベリーは、彼の市民社会論や民主主義論を、生態学的近代化の上述の限界を超えてさらに急進化せしむために提示してゐるに過ぎない。

なお、ベリーが直接の生態学的近代化の論議したのが、John Barry, "Chapter 10: Ecological Modernization" in Edward A. Page and John Proops, eds., *Environmental Thought* (Edward Elgar, 2003) である。

- (29) Cf. RGP, pp. 236-239.
- (30) Cf. John O'Neill, "Chapter 10: Market, Household and Politics," in *Ecology, Policy and Politics: Human Well-being and the Natural World* (Routledge, 1993).
- (31) RGP, p. 238.
- (32) Cf. Ivan Illich, *Tools for Conviviality* (Fontana, 1975) 渡辺長一・渡辺梨佐記『コノハシ・イリチのための道具』
- (33) (日本ヒューリック出版部、一九八九年)、André Gorz, *Ecology as Politics* (Pluto, 1983).
- (34) ベリーの議論は、福祉問題、人口过剩問題双方に關連する國家に対する緑派の批判でもある。
- (35) ベリーの主張は、栗栖聰『トマス・リュー・ディアソンの緑の政治理論』、一六頁における指摘した事柄、すなわち、移行過程の自由と「問題に対する一つの解を提示するもの」である。
- (36) Hayward, *op. cit.*, p. 174.
- ベリーの民主主義論に関する、栗栖聰「バーン・ベリーの緑の民主主義論」（『環境思想研究』第一号、近刊）を参照せよ。